

第57代全日本チャンピオン

男子 浅川陽介・小峯秋二(東京都 日体桜友会)

女子 玉泉春美・上嶋亜友美(富山県 高岡ビッグウェーブ)

平成14年度 第57回天皇賜杯・皇后賜杯全日本ソフトテニス選手権大会

平成14年9月21日(土)~23日(月) 新潟市庭球場(テニスガーデンにいがた)



男子 浅川陽介・小峯秋二選手



女子 上嶋亜友美・玉泉春美選手

共に初優勝を飾る



浅川・小峯組



玉泉・上嶋組



開会式で挨拶する
海部俊樹日本ソフトテニス連盟会長

健闘を讃える

ヨーロッパへのソフトテニス普及

平成11年度にイタリアローマにおいてソフトテニスデモンストレーションとセミナーを実施して以降、ローマを拠点として着実にヨーロッパへのソフトテニス普及が進展しています。

ヨーロッパは硬式テニスが盛んで、しかもどの国もスポーツは会員制のスポーツクラブを中心に行われているため、日本での普及形態やこれまでのアジア各国への普及経緯とはかなり異なることが多く難しい面もあるが、反面ヨーロッパはEUにもみられるように、各國の違いが密なため、一度普及が行われれば、次から次へと横に広がるプラスの要素もあります。

そこで現在は各國のクラブの經營者などのなかで積極的に開心を持

つの方々を通じて、主としてジュニア(中学生)の普及を推進していますが、イタリア、イギリス、スコットランドのように既にソフトテニス連盟が設立された国や、デモを実施したドイツ、ハンガリー、また、これからのお交渉が期待されるオーストリア、スイス、オランダなど8~9カ国に紹介され、来年には第1回のヨーロッパジュニアソフトテニス大会の開催も進められており、ここ1~2年の間に少なくとも10カ国の連盟が設立され、更にはヨーロッパ連盟が設立されるよう期待しています。

これまでのヨーロッパ普及の主な経緯は次のとおりです。

平成11年度	6月~7月	イタリアローマに指導者と選手を派遣しデモンストレーションとセミナーを実施
	10月	イタリア、オーストリアに指導者と選手を派遣しデモンストレーションとセミナーを実施
平成12年度	9月	イタリアローマにジュニアチームを派遣
平成13年度	4月	イタリアローマからジュニアチーム来日
	9月	イタリアローマにジュニアチームを派遣
	10月	イタリアローマで第1回ヨーロッパソフトテニス会議を開催 (参加国、イタリア、イングランド、スコットランド、ドイツ、ハンガリー、スペイン、日本)
	2月	イタリアローマに長期滞在指導者を派遣(佐賀、森永操さん)
平成14年度	4月	イタリアローマからジュニアチーム来日
	5~6月	スコットランド・グラスゴーからシャロンベネットさん研修のため来日
	6~7月	イングランド・ロンドンからロバートスミス君研修のため来日
	7月	イングランドソフトテニス連盟会長レイ・スミス氏来日(ロバート君の父親)
	7~8月	スコットランド・グラスゴーにジュニアチームを派遣
	8月	スイス、オランダにラケット・ボール、デモテープ、ルールブック、教材などを提供
	9月	イタリア・ローマ、ドイツ・フランクフルト、ハンガリー・ブダペストにジュニアチームを派遣



第1回ヨーロッパソフトテニス会議(ローマラジオクラブにて)(2001年10月)



初めてのローマ訪問でイタリア選手とともに(1999年6月)



来日したイタリアジュニアチームと合同練習会(2002年4月)



イングランドから来日したロバート・スミス君
(2002年6月~7月)



スコットランドから来日したシャロンベネットさん
(2002年5月~6月)



イタリア ティボリ バセリ中学校とのジュニア交流(2001年9月)

Giovani studenti tiburtini a Tokio

D i 2 al 6 aprile (in giorni di scuola) i giovani studenti del liceo Tiburtino, accompagnati dal professor G. Cicali e dalla signorina S. Tiberi, hanno partecipato alla manifestazione "Giovani studenti tiburtini a Tokio", organizzata dall'ambasciata d'Italia a Tokyo, insieme a circa 100 studenti provenienti da 10 diverse scuole della Città del Sole. I giovani tiburtini hanno potuto conoscere la cultura e le tradizioni giapponesi, oltre che fare molte nuove amicizie. Con tale progetto si è voluto promuovere il dialogo fra i giovani di due paesi così diversi come Giappone e Italia, per favorire una maggiore comprensione reciproca.

L'esperienza pratica prevede una serie di visite guidate alle principali attrazioni turistiche della metropoli, oltre che una serie di laboratori scientifici e sportivi. La manifestazione generalmente ai Giardini Imperiali, con la presenza del Consolato Generale d'Italia, della Città del Sole, della L.C.S. (che ha disposto di un bus per trasportare gli studenti), del Consolato Generale di Francia, dell'ambasciata degli Stati Uniti, della Rete dei Consolati e delle Istituzioni Consolari, della Camera di Commercio Italiana del Giappone, dell'Istituto Italiano di Cultura, della Scuola Superiore di Studi Internazionali, della Scuola Superiore di Studi Universitari e Graduate di Roma, con la partecipazione di 100 studenti giapponesi.

Il professor G. Cicali, direttore dell'Istituto Tiburtino, e la signorina S. Tiberi, sono impegnati tutti per le finalità della manifestazione.

La manifestazione è stata organizzata dalla Scuola Tiburtina con il sostegno della Camera di Commercio Italiana del Giappone, della Scuola Superiore di Studi Internazionali, della Scuola Superiore di Studi Universitari e Graduate di Roma, con la partecipazione di 100 studenti giapponesi.

La manifestazione è stata organizzata dalla Scuola Tiburtina con il sostegno della Camera di Commercio Italiana del Giappone, della Scuola Superiore di Studi Internazionali, della Scuola Superiore di Studi Universitari e Graduate di Roma, con la partecipazione di 100 studenti giapponesi.

ローマの新聞に日本からの派遣指導員 森永操さんが紹介された
(2002年4月)

平成13年度収支決算報告

一般会計 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(収入の部)

1.分租金収入	131,802,500
(1)支部分担金	7,500,000
(2)会員登録料	93,742,500
(3)維持会費	30,560,000
2.事業収入	148,066,520
(1)大会参加費	15,403,000
(2)選手国際協力金	5,584,800
(3)出版物収入	18,053,620
(4)用具検定費	33,280,200
(5)公認審査認定料	54,384,600
(6)技術等級認定料	10,712,900
(7)機関誌関係費	10,638,400
3.補助金収入	2,330,000
(1)補助金	2,330,000
4.協賛金寄付金収入	4,350,000
(1)協賛金	4,350,000
(2)寄付金	0
5.雑収入	14,847,876
(1)預金利息	7,393
(2)広告料	12,700,000
(3)その他収入	2,140,483
6.歳差金収入	11,460,000
(1)募集会計	11,46,600
(2)その他	0
当期収入合計	302,543,496
前期繰越取支額	16,434,511
収入合計	318,978,007

(支出の部)

1.事業費	146,815,410
(1)指導要領等作成費	0
(2)地域グループ育成費	5,947,800
(3)大会開催地関係費	22,683,000
(4)地域大会補助費	5,910,000
(5)大会選手関係費	0
(6)大会役員関係費	4,328,188
(7)その他の大会関係費	862,050
(8)会員登録料	0
(9)公認審査関係費	30,861,553
(10)技術等級関係費	6,579,355
(11)用具施設作成費	913,499
(12)機関誌関係費	13,218,426
(13)広報活動費	38,929,675
(14)表彰費	7,395,598
(15)国際関係費	9,186,266
2.管理費	64,360,747
(1)人件費	30,845,462
(2)会議費	7,755,430
(3)一般管理費	18,941,905
(4)運営費補助	6,817,950
3.加盟費	500,000
(1)加盟費	500,000
4.織入金支出	65,696,609
(1)織入金支出	65,696,609
5.予備費	0
(1)予備費	0
当期支出合計	277,372,766
当期取支差額	25,170,730
次期繰越取支差額	41,605,241

助成事業特別会計

(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(収入の部)

1.日本体育協会	6,392,027
2.日本オリンピック委員会	1,500,000
3.スポーツ振興基金	3,784,000
4.その他の助成	7,002,874
5.大会参加費	1,920,000
6.雑収入	168,797
7.織入金収入	36,846,609
当期収入合計	57,614,307
前期繰越取支額	0
収入合計	57,614,307

(支出の部)

1.競技力向上費	25,388,807
2.研修会事業	8,154,466
3.都道府県対抗中学生大会	3,205,894
4.全日本小学生手球大会	9,033,949
5.アンチドーピング活動費	653,613
6.団体役員派遣費	1,242,820
7.国際大会開催費	7,088,418
8.国際大会チーム派遣費	2,846,340
9.国際役員派遣費	0
当期支出合計	57,614,307
当期取支差額	0
次期繰越取支差額	0

会員登録料に関する使途概要(平成13年度)

会員登録料の使途は主として

- 1.国際性向上
 - 2.競技性向上
 - 3.競技力向上
 - 4.大衆化促進
 - 5.広報活動強化
- に対する事業拡充のため用いられていますが、その他として、学連・高体連への還元や、制度運営などの事務費にも充てられています。また平成13年度から從来行われていた、損害保険会社に委託しての会員傷害補償費を運営独自の運営に切り替えましたので、保険会社に支払った保険料(平成12年度約1,500万円)が必要になりましたが、新たに給付金や事務費(平成13年度合計約160万円)が支出されました。また1年目なので今後の予測は難しいのですが、少なくとも平成13年度においては差引1340万円もの節約となり、決算が大幅な黒字になった要因の一つになりました。

(国際性 24,800千円)

- 第12回世界フットサル選手権大会(平成14年度広島開催)に対する積立金 —— 20,000千円
- ヨーロッパへの普及活動 —— 4,600千円

(競技性 7,400千円)

- 大会開催地関係費(補助金)の増額 —— 5,400千円

(競技力 11,500千円)

- 選手強化費拡充 —— 11,000千円

(大衆化 3,800千円)

- 地域グループ養成費(各支部への還元) —— 3,600千円
- (平成14年度更に2,500千円増額)

(広報 29,000千円)

- 衛星放送ガオラでの毎月レギュラー番組提供
- および全国選手権大会のNHK放送 —— 27,000千円

(インターネット関係費

- 2,000千円

(傷害補償 1,600千円)

- 傷害補償給付金等 —— 1,600千円

(その他 18,500千円)

- 学連への還元 —— 1,500千円
- 高体連への還元 —— 4,200千円
- 支部国際分担金廃止 —— 7,000千円
- 事務費 —— 5,800千円

平成13年度会員傷害補償事故実績

平成13年度より、本連盟独自の傷害補償制度がスタートしましたが、給付状況と傷害内容は次のとおりでした。

給付金は1,568,500円で21支部40件でした。種別では、一般21件、レディス8件、シニアと高校生各4件、大学生、中学生、小学生が各1件でした。

負傷内容は、一般、レディース、シニアとともにアキレス腱断裂11件と最も多く、ついては捻挫6件、肉離れ3件、骨折と筋断裂2件でした。

十分なウォーミングアップで事故を防止し、ソフトテニスを楽しんで下さい。

競技者規程の改訂に向けて

(財)日本ソフトテニス連盟は日本オリンピック委員会、日本体育協会の了承を得て平成15年度から「競技者規程」を抜粋的に改訂することにいたしました。この改訂は、一口でいえば、これまで選手や指導者は「マッチョ」とあがけゆえに、ソフトテニスに関して資金や各種報酬等をうけることや、商業的行為を行ってはならないと定められていた規程を改め、「マッチョ」とか「プロフェッショナル」という区分をせず、前記の資金等を基本的に取ることができるようにしたのです。一方違反行為には厳しい罰則を設けたものです。こうした改訂は昨今、マスク等でも取り上げられているように企業が競争にスピードから撤退し、多くの実業団チームが廃部や休業においては、選手活動にも大きな支障が出ている状況や学校体育に問うても徐々に地域スポーツへの移行が図らざる傾向のなかで、各競技団体共通の課題として、指導されています。そうしたなかで、JOC(日本オリンピック委員会)は從来から選手の肖像権を各競技団体から引き受け、マーケティング活動をしてきましたが、これに一も条件のないから、例外措置が設けられるようになり、選手個人が自身の肖像権を行って競争を得ることも可能になりましたが、現在は他にも高橋尚子選手や田村亮子選手が独自の活動としてCMに出演していることはご承知のことと思います。

当連盟でも選手や指導者の処遇改善の一環としてこの変更を前に取り入れられたから平成15年度から「競技者規程」を改訂し、商業的行為を認めるようになります。ただし、規程の大きな転換にともない、金銭にまつわる種々のトラブルが起しがちにならないため、罰則規定を明確にしていったうえで、運用面でも指導を強化すること、また選手の商業的行為にともなう所属との関係や法的な対処などに問題が起らなくなるよう連盟としても取り組んでいます。以下は新競技者規程の全文です。

会員登録数実績推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
名	名	名	名
一般	47,347	48,343	48,683
大学生	4,663	6,012	6,299
高校生	77,818	82,644	83,864
中学生	321,317	329,026	350,556
小学生	8,826	9,483	11,448
合計	459,971	475,508	500,850

競技者規程

財団法人日本ソフトテニス連盟(以下本連盟といふ)は本連盟寄付行為の目的に沿い、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を図るために、会員登録制度にもとづき登録した会員プレーヤー(以下プレーヤーといふ)に対する競技者規程を制定する。

第1章 総則

(競技者の競技精神)

第1条 プレーヤーがソフトテニス競技を行うにあたってはルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、己の最善を尽さなければならない。

2 プレーヤーが競技会に参加する場合は、競技会主催者が規定する大会要項に従るものとする。

第2章 賃金等の受領

(プレーヤーの賃金の受領)

第2条 プレーヤーが出場した競技会が賃金、奨励金、謝礼金や出場報酬(以下賃金等といふ)付きであった場合、その賃金等を所属団体の承認のもとにプレーヤー本人が受取ることができる。

第3章 商業行為の実施

(プレーヤーの商業行為および開道事項)

第3条 プレーヤーは所属団体の承認のもとに自らの責任において、次の商業行為および開道事項を実施することができる。ただし商業行為および開道事項の実施にあたっては、プレーヤー自身の名譽を傷つけたり、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を妨げる事項は避けなければならない。

(1) プレーヤーは本連盟もしくはJOCが契約締結した広告その他の商業行為に協力することを要求されることはござる。その場合はそれを優先することとする。プレーヤーが協力することになった契約に際し、本人に対する報酬がある場合、その契約にもとづく報酬は、協力した当該プレーヤー本人に対しては直接支払われないものとする。契約機関を通じて本連盟に対して支払われた契約報酬についてはその20%(本連盟の費用)を除いた金額を協力したプレーヤー個人に支払うものとする。

(2) ユニホーム・シユーズ以外の着衣等および用具に本連盟が許可した社名、商標、社章または所属団体以外の広告物を付して競技すること。ユニホーム・シユーズについては本連盟が別に定める基準に従ふものとする。

(3) 普及・発展目的としたソフトテニス教室や講習会を行なわせること、および同じ目的で他者が主催するソフトテニス教室や講習会に協力すること。

(4) 映画、演劇、放送、雑誌・新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加すること。

(5) プレーヤー上記の項目および上記以外の商業行為の実施にあたり、その内容に意義があると思うときは、事前に本連盟に届け出、助言を得るものとする。

(6) 上記第1号については、JOCは本連盟と協議のうえ、除外プレーヤーを選定することができる。除外プレーヤーの基準は全日本選手権大会ダブルス・シングルス優勝者、公式国際大会(世界選手権大会、アジア選手権大会、アジア競技大会等)個人戦2位以内の入賞者ならびに本連盟が特に認めたプレーヤーとする。ただし、除外プレーヤーが商業行為を行なう場合は、事前に本連盟の承認を得なければならない。従って、除外プレーヤー以外のプレーヤーは自分自身あるいは自分の氏名、写真、競技実績、サイン等を広告媒体(テレビ番組、コマーシャル、ポスター、パンフレット、チラシ等)、その他の商業行為に使用されることにし、自らが契約当事者になることはできない。

第4章 通用範囲

(適用範囲)

第4条 この規程は会員登録制度にもとづき本連盟に登録した会員に適用する。

第5章 違反登録会員に対する罰則

(罰 則)

第5条 次の各項の1に該当するプレーヤーは本連盟理事会の決定により、次の罰則を受ける。

- (1) 会員登録資格の剥奪
- (2) 会員資格の無期限停止
- (3) 会員資格の有期限間停止
- (4) その他、競技会出場停止、禁書の提出他

- (1) 本連盟に届け、承認を得ることなしに
- (2) 第3条第1号の商業行為を実施したプレーヤー
- (3) 第3条第2号に違反したプレーヤー

(2) 競技に対して、禁止ソフトテニス用具、品の使用あるいはドーピングまたは暴力行為等により、フェアプレーの精神に明らかに違反した者

(3) 本連盟の競技会員として品位を汚した者もしくは本連盟または加盟団体の名譽を傷つけた者

(4) 第1条から第5条の各項に掲げる規則に過失とは認められない少なからぬ違法があつた者

(会員競技の復活)

第6条 前条にとづいて罰則処分を受けたプレーヤーが再び会員としての活動を復活させるにあたっては、再び本規程に違反する恐れがないことを認めると該プレーヤーの所属する加盟団体の長の認定書および違反行為をしない旨の本人自筆の誓約書を本連盟に提出するものとする。

第6章 競技者資格委員会

(競技者資格委員会)

第7条 本連盟の競技者資格委員会はプレーヤーの資格、会員の罰則、会員資格の復活、裁決に不服のある者からの再審査の請求、プレーヤーの行事出演・参加、その他必要事項の審査を行い、必要に応じて、理事会の裁決を求めるものとする。

2 競技者資格委員会は専門委員会規程にもとづき運営される。

第7章 本連盟および各加盟団体に対する規則

(会員の指導)

第8条 本連盟および各加盟団体は会員に対して競技者規程を周知徹底させるとともに規程違反の防止につとめなければならない。

(賃金等付き競技会の開催)

第9条 本連盟プレーヤーを出場させる賃金等付き競技会は、本連盟、加盟団体、ISTFが主催、主管、後援等により公認したのみおよび本連盟理事会が特に承認したものに限るものとする。

2 本連盟が賃金等付き競技会を開催したり、上部団体等の賃金等付き競技会を主管することは、本連盟理事会の決議を要するものとする。

3 本連盟の加盟団体およびその支部が賃金等付き競技会を主催、主管、後援する場合は本連盟からあらかじめ申請を行い、承認を得るものとする。

(規程違反)

第10条 賃金等付き競技会を実施するにあたり、本連盟の加盟団体が次の各号の1に該当する行為をした場合は、規程違反して罰則の対象になる。

- (1) 本連盟の承認を得ることなく、実施した場合

- (2) 本連盟への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合

- (3) 本連盟の承認内容と異なる内容で実施した場合

- (4) 対抗者として品位を汚した著しく本連盟の名譽を傷つけた場合

(罰 则)

第11条 規程違反の本連盟加盟団体は本連盟理事会の決定によって次の罰則を受ける。

- (1) 賃金等付き競技会の

- (① 有期限の実施禁止

- (② 有期限の実施禁止

- (2) その他の(始末書の提出、他)

第8章 本連盟の役員、指導者

第12条 本連盟、加盟団体の役員、指導者は常に品位と名譽を重んじプレーヤーの模範となるよう行動しなければならない。

本規程は役員、指導者にも準用する。

第9章 補 則

第14条 この競技者規程の改訂は理事会の決議で評議会に報告する。

1 本規程は昭和50年5月1日から施行する。

2 本規程は昭和58年4月1日から改訂する。

3 本規程は昭和62年4月1日から改訂する。

4 本規程は平成15年4月1日から改訂する。

ユニフォーム等の着用基準について

前述の「競技者規程」の改訂により、原則的には選手の各種大会における商業的宣伝行為が認められることにならなければなりませんが、当連盟ではユニフォーム、シユーズについて公認制度をとどめ、この公認制度は今後も継続されるため、「競技者規程」第3条第2号の規則を新たに設けております。

したがってユニフォームとシユーズに関しては従来通り以下に掲げる「ユニフォーム等の着用基準について」の準拠して適用されます。

また、それ以外のオーバーウェア、ソックス、帽子などの着衣についてどのように対応するかは今後当連盟において検討し、本年度中に基準を整備する予定です。

ユニフォーム等の着用基準について

1. ソフトテニス競技者は競技会においてマッチ中は、当連盟の公認するメーカーのソフトテニスに適したユニフォームおよびシユーズを着用するものとする。

2. ユニフォーム等

(1) ユニフォームとは、粒付手平袖のソフトテニスに適したスポーツシャツと裾がひざより上のパンツ、またはスカートとする。

ただし、ソフトテニスに適した白色の長ズボン(裾の開いたもの)、または女子用パンツ(この場合、衿なしノースリーブも可)、または女子用フレンチ袖のワッフルニーステップスリーブはユニフォームとみなす。

(2) ユニフォームは白色が望ましいが、カラーであつてもよい。

(3) 防寒用などビブコディニシングのために着用するオーバーウエア(セータートレーナー・ベスト・ウェア・アプトトレーニングパンツなど)の着用に際して特に大会主催者が認める大会については、ユニフォームを下に着用しないことができる。

この場合、大会主催者は事前にどのような着衣が使用できるかについて選手に周知する。

3. シューズ

(1) シューズはソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないものとする。

(2) シューズは白を基調とすることが望ましい。

4. その他

(1) ソフトテニスの競技者は競技会において、マッチ中に着用するユニフォーム・シューズには、当連盟が認める(注1)を除き、当連盟が認める範囲(注2)を越えて企業名商標などを表示される表示をしてはならない。

ただし、企業等の広告とみなされない個様や競技者所属チームの社名等をユニフォーム等に表示することはこの基準の対象となる。

注1:「当連盟が認める範囲」とは、主に競技会の協賛会社の広告を競技会主催者が競技者のピッケン等に表示する場合とする。

注2:「当連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで12cm²以内のもの、ユニフォーム等の製品がそれまでに、各々社内での表示をする。ただし、シユーズについては片足について2枚以内とする。